メルマガ

NO．２８（通号 119 号）
平成２２年７月号

くらしのフレッシュ便

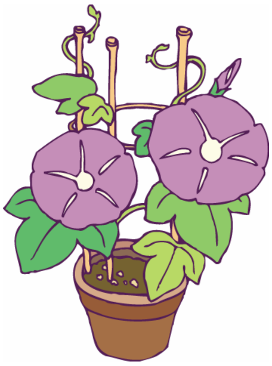

相談ファイル

～　「携帯小説サイト」に登録しただけなのに「出会い系サイト」からメールが届きはじめた　～

≪相談内容≫
携帯電話の小説サイトに登録したら，出会い系サイトにも登録されたようで，いろいろな相手からメールが届くようになった。退会のメールを送ったが，ぜんぜんメールが減らず，退会ができないで困っている。（２０代，女性）

≪アドバイス≫
着メロサイト，懸賞サイト，占いサイトなど，出会い系サイトとは関係なさそうな無料サイトに登録したことで，出会い系サイトに登録になり，退会メールを送っても退会できないという相談が多くあります。
相談者にはすぐにアドレスを変更し，無視するように助言しました。
出会い系サイトに関する相談には「相談にのってくれたらお金をあげる」とか，「ポイントは自分が持つから悩みを聞いて欲しい」などのメールが届き，つい信じてポイントを次々に購入してメール交換し，気がついたら高額な支払いをしてしまっていた，というサクラが疑われる相談もあります。支払い方法も電子マネー（コンビニエンスストアで決済）やクレジットカード，直接サイト運営業者の口座に振り込むなど，さまざまで，消費者には仕組みがわかりにくくなっています。
不審に思ったらお近くの市町や県の消費生活相談窓口に相談してください。

生活情報ファイル

～子どもに流行の「ローラー付シューズ」の事故発生～

最近，靴のかかとの部分にローラーがついていて，助走してつま先をあげるとローラースケートのように滑ることができるシューズ(ローラー付シューズ)が小学生を中心に流行しています。しかし，国民生活センターには事故の報告も入っています。デコボコの歩道を滑っていてくぼみにローラーがはまって転倒し，左手首を骨折したり，人通りの多い街路を歩いていた人が後ろから滑ってきた子どもをよけようとして転び，右腕を骨折するなど，使用している本人だけでなく，巻き添えになって怪我をする事故も起こっています。

写真：（独）国民生活センター

取扱説明書には，ヘルメットやプロテクターなどの安全装具の装着や人通りの多い場所での使用禁止などについて記載されていますが，それが守られずに事故が起こっているケースが目立ちます。
使う本人や保護者の方は次のことに注意して下さい。
① 取扱説明書をきちんと読む。
② 使用する際はヘルメットやプロテクターなどの安全装具を必ず身に付ける。
③ 公共施設や店舗内，駅など，人の多いところでの使用は他人の迷惑になる。また，交通のひんぱんな道路での使用は禁止されている。このような場所では使用しないこと。
④ 歩道や店舗内，駅のホーム等で使用して他人にケガをさせた場合などには，使用者本人や親の責任が問われることもある。保護者等は使用方法やマナーをきちんと子どもに説明し，しっかり理解させる。

参考：独立行政法人国民生活センター（http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20100526_1.pdf）

試してみよう，消費者力！第３回

Q　賃貸住宅を退去するとき，借り主が修復費用を負担する必要があると思われるものはいくつあるか選びなさい。

（ア）日に当たっていた部分が変色してしまった畳
（イ）タバコの焼けこげができてしまった畳
（ウ）家具を置いたことにより，他の部分と色が変わってしまった畳
（エ）ハウスクリーニングで落ちると思われる黄ばんだクロスの張り替え

１　１つ　　２　２つ　　３　３つ　　４　４つ

（第６回消費者力検定一般コースから）

くらしのまめちしき

～平成２１年度の広島県の相談状況～

県及び市町の消費生活相談窓口等で受け付けた消費生活相談は，３１，０７６件で前年度に比べ，２，４１３件，率にすると７．２％の減少となりました。

このうち，「不当請求・架空請求」に係る相談は３，９４３件で，前年度に比べて▲２，１５１件，▲３５．３％の大幅な減少となりました。

「不当請求・架空請求」を除くその他の相談は多いものから順に，多重債務の整理などの「融資サービス」，敷金の返還などの「不動産貸借」，有料情報サイトの利用などの「情報提供サービス」となっており，これは例年どおりです。なお，「家具・寝具」が増加しており，これは訪問販売による高額な寝具類の契約等に関する相談が増加したためです。

◎ワースト１０（不当・架空請求を除く）

W１	融資サービス	3，688件	W６	役務その他	611件
W２	不動産貸借	2，107件	W７	自動車	527件
W３	情報提供サービス	842件	W８	家具・寝具	478件
W４	商品一般	643件	W９	預貯金・証券等	466件
W５	建築・工事等	639件	W10	健康食品	447件

○H21年度相談件数　URL: http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1276155712697/index.html

困ったときは一人で悩まずご相談ください！

○　市町消費生活相談窓口　URL: http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1177480998451/index.html

「試してみよう，消費者力！第３回」解答と解説⇒普通に生活していて生じた変化についての修復費用（原状回復費用）は借り主が負担する必要はない。借り主が費用を負担する必要があると思われるのは，（イ）のタバコによる焼け焦げのできた畳の修復代のような場合で，合理的な特約がなければそのほかは負担する必要はない。（正解―１）
参考：国土交通省『「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について』
（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm）

発行元：広島県生活センター　(環境県民局 総務管理部 消費生活課)
〒730-8511　広島市中区基町 10-52　県庁農林庁舎１階　TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいて構いません）
〒73X-XXXX　●●市（町）　●●市役所（町役場）○階　TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は，市町広報紙用原稿として発行していますが，チラシ（A４判）としても使用できます。